

新型コロナウイルス感染症予防のための 対応マニュアル（家庭配付用・第7版）

学校関連施設における検査の変更を受けて

令和4年10月31日時点
大洗町教育委員会

I 新型コロナウイルス（変異株を含む）に感染しないために

合言葉 「持ち込まない 広げない コロナに負けない」

- ま … マスクの着用・教室等の換気をしよう。
- け … 健康管理を徹底しよう。（体温チェック・手洗いの励行）
- な … 仲良くみんなで スペースを確保しよう。（ソーシャルディスタンス）
- い … いじめのない学級づくりを考えよう。（人権尊重）



II 子供の出席停止について

次の場合、出席停止扱いとなります。

なお、子供が下記のケースに当てはまる場合には、学校にお知らせください。

ケース	子供の状況	出席停止の期間
1	「陽性」と判明した場合 ※なお、解除後においても、感染リスクが残 存することから、家庭における検温、マ スクを着用すること等、自主的な感染予防 の徹底をする。	<有症状> 発症日から7日間経過し、かつ症状軽快後 24 時間経過し た場合には、8 日目から解除 <無症状> 検体採取日から 7 日間を経過した場合には療養解除。
2	濃厚接触者となってPCR検査・抗原定性検 査（以下PCR検査等）を受ける場合	PCR検査等の結果を問わず、感染者と濃厚接触があった翌 日から 5 日間
3	自宅療養中の患者と同居している場合（濃 厚接触者となっている場合）	①患者の発症日 ②患者の発症等により住居内で感染対策を講じた日 ①、②のいずれか遅い方を 0 日目として 5 日間
4	濃厚接触者以外で心配がありPCR検査等 を受ける場合（同一学級の児童生徒等）	PCR検査等の結果が出るまで ※「陰性」であれば解除
5	上記以外で、保護者が感染を心配して休ま せたい場合	保護者が申し出をして、学校長が認めた日や期間
6	コロナワクチン接種及びその後の副反応等 が出た場合	コロナワクチン接種日及びその後の副反応等が治まるまで

※教職員が濃厚接触者となった場合の待機期間について

感染者との最終接触から5日間（6日目解除）とするが、2日目及び3日目朝の抗原定性検査キットを用いた検査で「陰性」を確認した場合は、3日目当日から解除を可能とする。

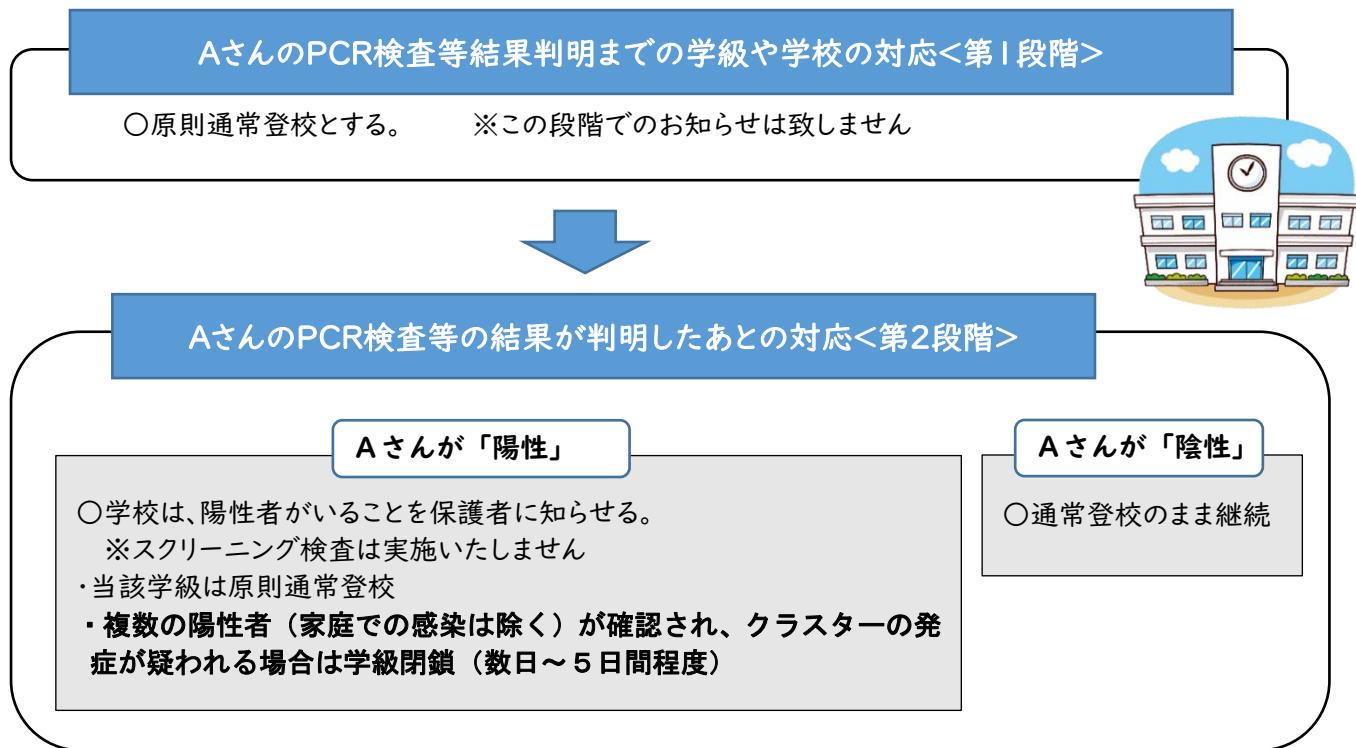
※幼保施設、小中学校で陽性者を確認した場合について

幼保施設については、施設管理者で濃厚接触者を特定し、自宅待機（原則5日間）を求める。

小中学校については、濃厚接触者を特定せず、自宅待機を求めない。

III 新型コロナウイルス感染症に関する学級や学校の対応について

- ① 保護者から連絡を受け、「Aさん」がPCR検査等を受けることが分かった場合



- ② 複数の学級・学年で子供・教職員に陽性者が出了場合

学校全体で複数の学級や学年で感染者が確認された場合や、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合は、その確認された日の翌日から**数日～5日間程度**を「臨時休業（学校閉鎖）」とする。

IV 臨時休業期間中の学習保障等について

- 学習に著しい遅れが生じることのないように、ICT環境を活用（リモート学習等）するなどし、計画的に学習指導と学習把握を行う。
- 家庭との連携により、規則正しい生活習慣を維持し、学校との関係を継続する。

V 差別や偏見の防止について（お願い）

新型コロナウイルス感染症に罹患した人や濃厚接触者、治療にあたる医療従事者やその家族等に対する差別や偏見が生じないように十分に配慮していただきますようお願いします。